

令和4年第3回美郷町議会定例会

議事日程（第3号）

令和4年3月4日（金曜日）午前10時開議

議案審議（質疑～討論～表決）

- 第 1 議案第 4号 町道の認定について
- 第 2 議案第 5号 権利の放棄について
- 第 3 議案第 6号 権利の放棄について
- 第 4 議案第 7号 権利の放棄について
- 第 5 議案第 8号 権利の放棄について
- 第 6 議案第 9号 美郷町個人情報保護条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 第 7 議案第10号 美郷町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第11号 美郷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第 9 議案第12号 美郷町下水道事業特別会計への繰入額について
- 第10 議案第13号 美郷町農業集落排水事業特別会計への繰入額について
- 第11 議案第14号 令和3年度美郷町一般会計補正予算第12号
- 第12 議案第15号 令和3年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第4号
- 第13 議案第16号 令和3年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第4号
- 第14 議案第17号 令和3年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号
- 第15 議案第18号 令和3年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号
- 第16 議案第19号 令和3年度美郷町水道事業会計補正予算第3号

議案審議（総括質疑～予算特別委員会付託）

- 第17 議案第20号 令和4年度美郷町一般会計予算
- 第18 議案第21号 令和4年度美郷町国民健康保険特別会計予算
- 第19 議案第22号 令和4年度美郷町下水道事業特別会計予算
- 第20 議案第23号 令和4年度美郷町農業集落排水事業特別会計予算

第 2 1 議案第 2 4 号 令和 4 年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算

第 2 2 議案第 2 5 号 令和 4 年度美郷町水道事業会計予算

第 2 3 予算特別委員会の設置について

第 2 4 予算特別委員会の委員の選任について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	熊谷隆一君	2番	村田薫君
3番	鈴木正洋君	4番	藤原政春君
5番	高山茂雄君	6番	高橋邦武君
7番	深澤均君	8番	伊藤福章君
9番	高橋正和君	10番	泉美和子君
11番	深沢義一君	12番	熊谷良夫君
13番	澁谷俊二君	14番	長谷川幸子君
15番	鈴木良勝君	16番	森元淑雄君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己君	副町長	佐々木敬治君
総務課長	本間和彦君	企画財政課長	高橋穰君
税務課長	小田長光仁君	住民生活課長	藤田信晴君
福祉保健課長	高橋勉君	農政課長	中田裕克君
商工観光交流課長	高階優君	建設課長	木村英彰君
会計管理者兼 出納室長	奥山智佳等君	農業委員会 会長	高橋正尚君
農業委員会 農事務局長	大澤修君	教育長	福田世喜君
教育推進監	武藤浩紀君	教育推進課長	武田浩之君
生涯学習課長	佐々木寿人君	代表監査委員	高橋信雄君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	高橋博和	庶務班長 兼議事班長	佐々木直樹
上席主査	高橋幸恵		

◎開議の宣告

○議長（森元淑雄君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

（午前10時00分）

◎議案第4号の質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄君） 日程第1、議案第4号 町道の認定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 討論なしと認めます。

議案第4号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第4号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号 町道の認定については、原案のとおり決しました。

◎議案第5号の質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄君） 日程第2、議案第5号 権利の放棄についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。13番。

○13番（澁谷俊二君） 質疑というよりも、ちょっと伺いたいですけれども、これは権利の内容が平成17年5月から平成18年9月までと期間が今日現在まで十数年たっているわけですが、この間何が、いろいろなことがあったのかどうか、それをお伺いします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。建設課長。

○建設課長（木村英彰君） ただいまのご質問にお答えいたします。

これまでの間本人に電話での督促等はしておりまして、本人と連絡の取り合いをして催促をしていたところでございます。その間に住所を転居されまして、転居先が分かる段階ではそこに手紙を送ったりまた携帯電話に電話したりしていただきましたけれども、また転居されまして、それ以後の住所が分からないという状態になりました。法的に調査しまして分かったということですが、失礼しました、時効につきましては2年間ですけれども、本人からの申出がないために催促はずっと続けていたというような状況でございます。

説明は以上です。

○議長（森元淑雄君） よろしいでしょうか。ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 討論なしと認めます。

議案第5号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第5号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号 権利の放棄については、原案のとおり決しました。

◎議案第6号の質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄君） 日程第3、議案第6号 権利の放棄についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 討論なしと認めます。

議案第6号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第6号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第6号 権利の放棄については、原案のとおり決しました。

◎議案第7号の質疑、討論、表決

○議長(森元淑雄君) 日程第4、議案第7号 権利の放棄についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 討論なしと認めます。

議案第7号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第7号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第7号 権利の放棄については、原案のとおり決しました。

◎議案第8号の質疑、討論、表決

○議長(森元淑雄君) 日程第5、議案第8号 権利の放棄についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 討論なしと認めます。

議案第8号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第8号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号 権利の放棄については、原案のとおり決しました。

◎議案第9号の質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄君） 日程第6、議案第9号 美郷町個人情報保護条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 討論なしと認めます。

議案第9号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第9号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号 美郷町個人情報保護条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正については、原案のとおり決しました。

◎議案第10号の質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄君） 日程第7、議案第10号 美郷町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 討論なしと認めます。

議案第10号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第10号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第10号 美郷町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決しました。

◎議案第11号の質疑、討論、表決

○議長(森元淑雄君) 日程第8、議案第11号 美郷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。2番、村田 薫君。

○2番(村田 薫君) この保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員にそれぞれ配布される金額でどれぐらいの支払いをされるのか、その金額を教えてくださいと思います。それと、この手当は会計年度職員以外の臨時職員には支給されないものかというところ、この2点について伺います。

○議長(森元淑雄君) 答弁を求めます。教育推進課長。

○教育推進課長(武田浩之君) ただいまのご質問についてお答えします。

はじめに、今回の処遇改善の対象となる職種ですが、認定こども園の会計年度任用職員のうち保育教諭、看護師、子育て支援員及び保育補助員が該当し、対象人数ですが令和3年度が103人、令和4年度が105人と見込んでおります。

また、放課後児童クラブにつきましては、会計年度任用職員の所長及び支援員等を対象とし、対象人数ですが令和3年度が30人、令和4年度が31人を見込んでおります。

ご質問の支給額についてですが、現在の給料月額の3%を乗じた額を端数調整し、処遇改善手当に相当する特殊勤務手当を支給することとしております。これに基づき計算しますと、フルタイムの保育士等の場合は月額8,000円、子育て支援員及び保育補助員につきましては月額6,000円を支給する予定です。フルタイム以外のパートタイムにつきましては、1週間の勤務時間に応じて減額調整をして支給する予定です。

また、放課後児童クラブですが、こちらは所長が月額6,000円、そのほかの支援員等につきましては月額5,000円を予定しております。

今回の処遇改善に当たりましては、国の保育士等処遇改善臨時特例交付金、こちらを活用する

こととしておりました、補助要件としまして令和4年2月から実施することでありましてか賃上げ効果を継続して行うことが条件とされておりますので、今回の補正予算において2月及び3月の2か月分を予算措置し、令和4年度以降につきましては令和4年度当初予算に予算措置をしているところです。

説明は以上になります。

○議長（森元淑雄君） よろしいでしょうか。ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 討論なしと認めます。

議案第11号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第11号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号 美郷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案のとおり決しました。

◎議案第12号の質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄君） 日程第9、議案第12号 美郷町下水道事業特別会計への繰入額についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 討論なしと認めます。

議案第12号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第12号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号 美郷町下水道事業特別会計へ

の繰入額については、原案のとおり決しました。

◎議案第13号の質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄君） 日程第10、議案第13号 美郷町農業集落排水事業特別会計への繰入額についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 討論なしと認めます。

議案第13号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第13号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号 美郷町農業集落排水事業特別会計への繰入額については、原案のとおり決しました。

◎議案第14号の質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄君） 日程第11、議案第14号 令和3年度美郷町一般会計補正予算第12号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。11番、深沢義一君。

○11番（深沢義一君） はじめに、4点ほど質問したいと思いますが、1問ずつ質問させていただきたいと思いますがお願いいたします。

○議長（森元淑雄君） 許可します。

○11番（深沢義一君） まずはじめに、繰越明許補正あるいは歳入の部にもあります豪雪地帯安全確保事業についてであります。歳出でいいますと66、67ページになります。

歳出、2款1項11目10節消耗品費20万円あるいは方針策定に400万円、雪下ろし支援に720万円、除雪機購入で540万円ということで国の補正予算での事業化で3年ということでありましたけれど

も、来年度に向けた内容について、あるいはその3年間の進め方といいますか例えば国からの助成などはどのようになっていくかということを質問したいと思います。お願いします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。建設課長。

○建設課長（木村英彰君） ただいまのご質問にお答えいたします。

予算説明のときにもお話しさせていただきましたが、この事業につきましては令和3年12月に新しく施行されたものでございまして、それから町で制度を活用したいということで申請をしている状況でございます。実際問題、今年度の豪雪対策につきましては実質の対応はもう終わっておる状況ですので、実質は来年度の令和4年度に実施するような形で今進めていきたいと思っております。

制度そのものが3年間ということでございますけれども、これについては3年間対応していきたいということで挙手しておりますが、当面まず令和3年度分の今年度分について今国と協議をしていると、申請をしているというような状況でございます。今後、次年度以降については、その都度申請をしていくという形を取りたいと思っておりますので、まず3年間の事業中申請をしていきたいと思っております。以上です。

○議長（森元淑雄君） よろしいでしょうか。（「分かりました」の声あり）

それでは、次の質疑に移ってください。

○11番（深沢義一君） 2つ目と3つ目ということになるわけなんですけど、82、83ページ。

6款1項3目18節の下段になりますが、雪害対策緊急支援事業補助金についての質問をいたします。

令和3年度の主要事業にもありました令和2年末からの年始にかけての豪雪によるハウス、果樹等の被害に対応した雪害対策緊急支援事業であります。当初予算1億968万1,000円でしたが、補正額8,560万円のマイナスということで歳出額は約2,400万円ほどで執行率約22%であります。

ただ、最初にちょっと申し上げたいんですが、この質問の背景といいますか、質問につきましては、町がPRが足りなかったとかあるいは申請がしづらかったというようなことは全く耳にもしておりませんし、そういった意味合いでの質問ではないということをお願いいたします。

ただ、被害を受けたハウスあるいは果樹被害など相当多数を目にしておりまして、大変だなと思っておりますし、大変な金額になるんだろうと思っております。そうした中で、非常に少ないその金額で、結果的に災害ですのでほっとしたとかよかったなという思いもあるんですが、こうした予算執行が非常に少なかったということに対して、農家自身が例えば壊れた部材

を使って対応したとか、要はその自助努力などが多々あったのかなと思いますが、非常に減額ということになったその背景ということをお教えいただきたいと思います。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（中田裕克君） ただいまのご質問にお答えいたします。

雪害対策緊急支援事業の大幅な減額の要因といたしましては3つほどございまして、1つ目は、被害を受けましたハウスや果樹等の損傷が被害算定の額よりも実際は少なく、部材の交換や再利用など自力再建による方が多かった点。2つ目は、ハウス共済の保険料が補助金額を上回ったために補助の対象に該当しなかった方が多かったこと。それから、国の事業に採択となった24経営体25件につきましては、実施主体であります秋田おぼこ、秋田ふるさとの各JAさんに国庫補助金552万円が直接支払われたことなどにより大幅な減額となっております。結果、当初想定していたよりも被害額が少なかったものと認識しております。

説明は以上でございます。

○議長（森元淑雄君） よろしいでしょうか。11番。

○11番（深沢義一君） 大変よく分かりました。本当に何と申しますか、災害でございますので、先ほど申し上げましたように本当に被害額が少なくと申しますか、対応できたということによかったなと思っているところです。

3つ目の質問ということになるわけなんですけど、同じような質問になるわけですが、これは89ページになりますね、7款商工費1項2目18節、中段になりますが、事業継続支援金についても執行率が約23%でありまして、ただいま農政に質問した部分と、似ているような思いで質問したいと思いますが、このことについても8,000万円に対して1,818万円の執行ということで、このことについても23%の執行ということになると思います。こうしたことの先ほどと同じようなその背景をお聞きしたいと思っております。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（高階 優君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今年度この事業継続支援金につきましては、令和2年度の事業継続支援金と同様に事業経営者が事業収入減少した場合について支援する制度でございました。

令和2年度におきましては、事業収入の収入要件はございません。さらに、収入の比較につきましても、令和2年3月から5月までの3か月間と令和元年度の同様の3か月間の単月、1か月間の比較で20%以上減少した事業者の方々が対象となってございました。

一方で今年度、ご質問のあった事業継続支援金につきましては、事業収入の要件を平均月額10

万円以上の事業者に限定させていただいたということが一つと、要件として令和3年の1月から6月までの6か月間の平均月額事業収入、この6か月間の平均の月額収入と2年前、令和元年1月から6月までの6か月間の平均月額と比較して20%以上と、よりコロナの影響を受けている事業所の方々へ支援を行うというふうに要件を多少厳しめにしたのも今回の執行が少なかった要因にはあるかと思えます。

令和2年度に比べまして、町でもプレミアム応援券の販売ですとか地域応援券の給付ですとかそういった取組がありまして、令和3年度の実業収入、これは大幅に落ちている事業者さんは結果として少なくなったと前向きに捉えてございます。

説明は以上です。

○議長（森元淑雄君） よろしいでしょうか。（「はい、分かりました」の声あり）

次の質疑に移ってください。

○11番（深沢義一君） 最後の質問になります。

ページでいきますと、110、111ページになります。

13款1項1目24節諸支出金の積立金、公共施設整備基金積立金4億円について何うものですが、このことにつきましては年度末残金の活用ということになると思っておりますが、この基金に積立てをしたそのお考えと、それから公共施設整備積立金は現在、令和2年度の決算の表を見ますと現在10億6,599万4,000円の基金残高がありますが、今後の積立てに対する考え、めどとございますか、基金の額についてのお考えなどありましたら伺いたいと思えます。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 穰君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今回の補正における財政状況、言わば歳入歳出のプラスの差額が比較的大きい状況ということから、公共施設整備基金へ4億円を積み増しいたしました。このように財政状況のプラスの差額が大きく生じるタイミングとしては、主に事業実績の見込める3月補正と9月の決算による繰越し確定時だと思っております。一般的に、当初予算編成時にはどうしても財源不足が生じることから財源不足に基金の繰入れで補うわけですが、年度途中におきまして財政状況の余裕をみて、まずは最初にプライマリーバランスを見ます。いわゆる起債残高を減らすための繰上償還の実施を行います。その次として、歳入で計上した基金の繰入れを戻入れする手続きを取ります。最後、次のステップとして、歳出で基金の積み増しをするというような段取りで通常行っております。

今回のケースにおきましては、起債においては既に借入額より償還額が上回っておりまして、プライマリーバランスの黒字が保たれていた状況でありますことから、歳入における振興基金1

億8,000万円予算計上しておりましたが、それを減額しております。そして、歳出で基金の積み増し4億円をしたところでございます。

なお、決算においては、繰越金については地方財政法において繰越金の2分の1以上は繰上償還または基金の積み増しをしなければならない決まりになっております。

次に、基金の状況であります。現在の当町の基金全体の残高は約59億円です。その中で額の大きい基金としては、ざっくりした金額であります。財政調整基金が約20億円、次に振興基金が約13億円、そして公共施設整備基金が約10億円でありまして、今回の積立てで公共施設整備基金は14億円になることとなります。

理想的な基金の保有高という基準は特にございませんが、一つの資料として人口1人当たりの基金保有高を県内の市町村別に処理した資料がございまして、美郷町は25市町村中10番目に高い保有となっております。決して高い、特別高いというような状況ではございません。

もう一つ、公共施設整備基金の積み増ししたもう一つの理由といたしまして、2回の法改正で20年間という延長になった合併特例債が令和6年度に終了してしまいます。また、当町の場合、南部斎場ですとか中央し尿処理場の建設負担金が令和5年、6年度にピークを迎える見込みであります。あわせて、公共施設最適化計画に基づく施設の解体ですとか施設の更新が予定されておりました。適債事業、起債の対象とならない工事が予想されております。ということから、現時点では後年度に備えた基金の積立てが望ましいと判断して、今回4億円を積んだものでございます。

説明は以上です。

○議長（森元淑雄君） よろしいでしょうか。（「はい、分かりました」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。2番、村田 薫君。

○2番（村田 薫君） 34ページです。34ページの繰越明許費が入っていますけれども、これの6番目に農林水産業費が入札不調であったと説明がありました。何回ぐらい入札したのか、またその不調の理由や、林道建設が遅れていくわけですがそれに対する今後の対応などについて伺います。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（本間和彦君） ただいまの質問にお答えをします。

今回、繰越明許費の追加ということでご審議をいただいております。6款2項の森林整備事業でございまして、今定例会初日に企画財政課長の説明のとおり、入札の不調が繰越しとなる要因でございまして。

本件に関しましては、令和3年5月に1回目の入札を執行しまして、これを含めて合わせて4回の入札を一般競争入札にて執行をしておりますが、毎回入札事業者がない状況でございます。本件の入札資格要件としましては、当町に指名願が出されていることとか県の格付とか規定はありますけれども、その事業者は入札をすることができることとなりますけれども、入札するかしないかは任意でございますのでそのような結果になっているところでございます。

再入札ですとか再々入札の執行の際は、地方自治法ですとか町の財務規則などにのっとりまして工期の見直しはもとより設計内容の変更などを行って取り組んでまいりましたが、現実的には契約に至っていないというのが現実でございます、その理由については、把握するすべがございませんので不明ということになってございます。

この状況が及ぼす影響でございますが、事業の担当課であります農政課から説明をさせていただければと思います。

○議長（森元淑雄君） 農政課長。

○農政課長（中田裕克君） ただいまのご質問にお答えします。

工事の影響についてですけれども、繰越明許分の施工延長は約300メートルでして、全体延長4.2キロメートルのうちの約7%でございます。ですので、繰越しによります工事の進捗への影響は少ないものと考えております。

説明は以上でございます。

○議長（森元淑雄君） よろしいでしょうか。ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 討論なしと認めます。

議案第14号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第14号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号 令和3年度美郷町一般会計補正予算第12号は、原案のとおり決しました。

◎議案第15号の質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄君） 日程第12、議案第15号 令和3年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第4号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 討論なしと認めます。

議案第15号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第15号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号 令和3年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第4号は、原案のとおり決しました。

◎議案第16号の質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄君） 日程第13、議案第16号 令和3年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第4号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 討論なしと認めます。

議案第16号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第16号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第16号 令和3年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第4号は、原案のとおり決しました。

◎議案第17号の質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄君） 日程第14、議案第17号 令和3年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 討論なしと認めます。

議案第17号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第17号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第17号 令和3年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号は、原案のとおり決しました。

◎議案第18号の質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄君） 日程第15、議案第18号 令和3年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 討論なしと認めます。

議案第18号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第18号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第18号 令和3年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号は、原案のとおり決しました。

◎議案第19号の質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄君） 日程第16、議案第19号 令和3年度美郷町水道事業会計補正予算第3号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 討論なしと認めます。

議案第19号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第19号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第19号 令和3年度美郷町水道事業会計補正予算第3号は、原案のとおり決しました。

◎議案第20号の質疑

○議長（森元淑雄君） 日程第17、議案第20号 令和4年度美郷町一般会計予算を議題といたします。

あらかじめ申し上げますが、令和4年度一般会計、特別会計及び水道事業会計予算は、いずれも予算特別委員会を設置し、付託する予定ですので、質疑は各会計とも全体を通じた総括的、大局的な質疑としてください。

それでは、説明が終わっておりますので、総括質疑を行います。質疑ありませんか。7番、深澤 均君。

○7番（深澤 均君） 私からは、結婚新生活支援事業についてお尋ねをいたします。

歳入では、25ページの75万円。歳出については、57ページの150万円となっております。

このことについては、令和2年度の12月定例会において一般質問をさせていただいたところがあります。趣旨としては、現在の少子化対策の一環として若者の結婚支援をするべきではないかというような趣旨でございました。その折の町長の答弁でございますけれども、結婚新生活支援事業に対する取組ですが2021年度から補助事業、上限額が30万円から60万円に増額されるととも

に年齢が34歳から39歳まで引き上げられ、所得も340万円未満から400万円未満に引き上げるなどの要件緩和がなされる情報を得ている。現在、令和3年度当初予算に反映させるべく予算編成を進めているところであります。そしてまとめでは、こうした施策に加えてこれまでの各般の取組を引き続き実施し、婚姻数、出生数の低下傾向に歯止めをかけたいと、非常に前向きな答弁がございました。

私もその答弁に非常に期待をしたところでありますけれども、令和3年度、そして今般の令和4年度の当初予算ではその実現がなされていない現状にあるかと思っておりますけれども、その点についてその要因なりを伺いたいと思っております。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長。

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員ご質問のご趣旨については実現するべく、令和4年度の取組に反映させてつもりでして、要件緩和また補助金の増額、そういったものに対応した内容となっております。事業の詳細については担当課長に説明させます。

○議長（森元淑雄君） 商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（高階 優君） ただいまのご質問にお答えいたします。

この結婚新生活支援事業につきましては、今年度5件分の予算を計上させていただきましたが、今のところ実績といたしまして2件、今月いっぱい申請を受け付けることにしていますので、3件程度の見込みがあるものと考えております。

令和4年度につきましても、こういう支援事業については町のホームページまたチラシ等十分に対象となる方々へPRしていくことが非常に重要だと思っております。また、役場の窓口に来られた婚姻届を提出された皆様には、住民生活課の職員からこの事業のチラシを配布していただくなど事業の内容を十分に周知していただいております。引き続き、令和4年度以降もこの取組を多く活用していただくためにPRに努めていきたいと考えております。

答弁は以上です。

○議長（森元淑雄君） よろしいでしょうか。（「追加」の声あり）

追加説明をお願いします。

○商工観光交流課長（高階 優君） 補足でご説明いたします。

令和4年度以降につきましては、これまでの対象経費、例えば住宅の取得、住宅の賃借また引っ越し費用に加えまして住宅リフォームした費用についても対象になります。対象経費が拡充されておりますので、こうした内容についてもPRに努めまして結婚新生活の事業をより多くの

方々に活用いただけるように努めてまいりたいと思います。

○議長（森元淑雄君） よろしいでしょうか。7番、深澤 均君。

○7番（深澤 均君） ポイントがちょっとずれているのかなと思いますけれども、私が言わんとするところは、それまでこの事業が30万円という上限額でありました。それで、時の菅総理のお声がけかと思えますけれども、30万円から60万円に増額されるということでありました。そういうことで、それまで非常に県内でも全国でも取り組む自治体が少なかったわけですけれども、これを機に県内でも全国でもすごい取組する自治体が増えている状況にあります。ですが、実際に自治体のホームページを見てみますと、30万円のそのままのところ非常に多い結果となっています。その60万円に対応できない理由はどうなのかというところを聞いているところでありまして、そのところの説明をお願いいたします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（高階 優君） ただいまのご質問にお答えいたします。

当初、国のほうでも一時的に今年度の30万円の助成から60万円に引き上げるという、そういう検討もなされたようではありますが、結果として現行では30万円の助成のまま引き続き令和4年度においても助成するとなっておりまして、助成額の引上げは現時点ではなされていない状況でございます。

○議長（森元淑雄君） 補足。町長。

○町長（松田知己君） ただいまの担当課長の答弁に補足いたしますが、あくまでも国の制度をベースに考えて展開しています。そして答弁、一般質問に対する答弁においては、私ども自治体が期待が持てる状況の国の方針でありましたが、多分国のほうの財政事情等があったんだと思いますが、それがそのようにならなかったことを踏まえ町としては国の制度にのっとって展開すると。ただし、県が独自に行っております結婚サポート事業に対する対応でありますとか、それから各般にわたるイベントに対しての参加の促進の周知、PRでありますとか、そういった取組を併せて結婚支援につなげていると私どもとしては取り組んでおります。

○議長（森元淑雄君） よろしいでしょうか。7番、深澤 均君。

○7番（深澤 均君） これは未確認な情報といたしますか、あれなんですけれども、この事業は都道府県連携事業という、そういう意味合いも持っているようでありまして、秋田県が取り組まないと各市町村が幾ら頑張っても取り組めないというような、そういうニュアンスの記事も拝見したところがございますので、そこら辺のところも今後確認いただければなと思いますけれども。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 穰君） ただいまのご質問にお答えいたします。

私が記憶しているお話しかできませんが、たしか今おっしゃったように他町村と連携した、一緒に取り組んだ場合、補助額が上限になるというような話は伺ってございました。でも、実際例えば隣の仙北市、大仙市と一緒にどういう取組をしたらよいのかというところまで話がまだ具体的にできなかったという状況から、補助率は現行のままで当初予算措置をしたところであり、県も含めて町村間で連携した事業に対して補助率が上がるというような、私はそういう認識でありました。（「その確認をお願いします」の声あり）

分かりました。

○議長（森元淑雄君） よろしいでしょうか。ほかに質疑ありませんか。1番、熊谷隆一君。

○1番（熊谷隆一君） ページ数で見ますと97ページ、4款1項3目環境衛生費の12節委託料、イバラトミヨ生育調査委託料について伺います。

この事業が始まるという背景、大ざっぱに見た生息数の感じと伺いますか、あろうかと思いますが、そういう背景、現在の生息状況について、第1点、伺います。

それから、2つ目として、どんな先生方にその調査を依頼するのか。それから、イバラトミヨは町の魚でありまして、まだ私の認識では秋田県内でも相当生息数が多いものと認識しておりますけれども、今後やはりずっと生息数を確保して、資源と伺いますか、維持していくために、町民会議のようなものを立ち上げるようなお考えがあるのかと。あるいは町でそういう業務を担っていくのか。その3点についてお伺いいたします。

○議長（森元淑雄君） 1番の熊谷議員に言いますけれども、ただいまのご質問については予算特別委員会を設置する予定ですので、その席上で質問をお願いしたいと思います。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） これで、議案第20号 令和4年度美郷町一般会計予算の質疑を終わります。

◎議案第21号の質疑

○議長（森元淑雄君） 日程第18、議案第21号 令和4年度美郷町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより総括質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第21号 令和4年度美郷町国民健康保険特別会計予算の質疑を終わります。

◎議案第22号の質疑

○議長（森元淑雄君） 日程第19、議案第22号 令和4年度美郷町下水道事業特別会計予算を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより総括質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第22号 令和4年度美郷町下水道事業特別会計予算の質疑を終わります。

◎議案第23号の質疑

○議長（森元淑雄君） 日程第20、議案第23号 令和4年度美郷町農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより総括質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第23号 令和4年度美郷町農業集落排水事業特別会計予算の質疑を終わります。

◎議案第24号の質疑

○議長（森元淑雄君） 日程第21、議案第24号 令和4年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより総括質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第24号 令和4年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算の質疑を終わります。

◎議案第25号の質疑

○議長（森元淑雄君） 日程第22、議案第25号 令和4年度美郷町水道事業会計予算を議題といた

します。

説明が終わっておりますので、これより総括質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 質疑なしと認めます。

これで、議案第25号 令和4年度美郷町水道事業会計予算の質疑を終わります。

◎予算特別委員会の設置について

○議長(森元淑雄君) 日程第23、予算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りします。議案第20号から議案第25号までは、15人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、この特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第20号から議案第25号までは、15人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、審査を付託することに決しました。

◎予算特別委員会の委員の選任について

○議長(森元淑雄君) 日程第24、予算特別委員会の委員の選任についてを議題といたします。

暫時休憩いたします。

(午前10時53分)

(午前10時54分)

○議長(森元淑雄君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま設置いたしました予算特別委員会の委員の選任については、美郷町議会委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付しております15人を選任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 異議なしと認めます。よって、予算特別委員会委員は、ただいまお諮りしたとおり選任されました。

暫時休憩いたします。

(午前10時55分)

(午前10時55分)

○議長（森元淑雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

報告いたします。美郷町議会委員会条例第10条の規定により、予算特別委員会委員長に15番、鈴木良勝君、副委員長に7番、深澤均君が選任されました。

◎散会の宣告

○議長（森元淑雄君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

3月11日午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

(午前10時56分)